

# 下水道全国データベース利用規約

## 第1条（規約の適用）

- 1 本規約は国土交通省（以下「国交省」という。）が開発し、国交省と公益社団法人日本下水道協会（以下「本会」という。）が共同で運営する「下水道全国データベース」（以下「本データベース」という。）を利用する利用者（国交省、総務省及び本会が認めた者を除く）に適用されるものです。
- 2 利用者は本規約を遵守するものとします。

## 第2条（規約の変更）

- 1 本会は、利用者の了承を得ることなく、この本規約を変更することがあります。この場合には、本データベースの利用条件は、変更後の規約に定める内容に基づくものとします。
- 2 変更後の規約については、本会が別途定める場合を除き、オンライン上に掲載した時点から効力が生じるものとします。
- 3 利用者が本データベースの利用を継続する際は、最新の規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用します。

## 第3条（本会からの通知）

- 1 本会は、オンライン上の表示その他本会が適当と判断する方法により、利用者に対し随時、必要な事項を通知します。
- 2 前項の通知は、本会が別途定める場合を除き、当該通知の内容を電子メールで送信した時点又はオンライン上に表示した時点より、効力が生じるものとします。

## 第4条（利用区分）

- 1 本データベースの利用区分は、次のとおりとします。以下、(1)の利用区分により利用する者を「地方公共団体」、(2)の利用区分により利用する者を「一般利用者」、(3)の利用区分により利用する者を「登録会員」ということとします。また、本データベースを利用する者を総称して「利用者」ということとします。
  - (1) 地方公共団体：平成28年4月に、ID・パスワードを交付された公共団体が利用できる区分。
  - (2) 一般公開版：利用登録不要で、どなたでも閲覧できる区分。
  - (3) 登録会員版：利用登録により、本会からID・パスワードの交付を受け利用できる区分。

## 第5条（利用資格及び登録手続き）

- 1 利用資格及び登録手続きは、次のとおりとします。
  - (1) 地方公共団体（本会第一種正会員及び下水道事業を実施する地方公共団体）  
第4条第1項第1号に定める地方公共団体とし、登録手続きは不要です。なお、新たに利用資格を有することとなった地方公共団体については、本号の規定に準じるものとします。
  - (2) 本会第二種正会員、賛助会員及び特別会員等の本会会員、本会非会員  
第4条第1項第2号及び第3号に規定する利用区分により利用する者とし、同条第3号の利用区分により利用する場合は、登録手続きを要します。
- 2 登録会員は、本データベースに利用登録し、ID・パスワードの交付を受けた時点で、本規約の内容、本会から不定期に配信されるメールの受信を承諾しているものとみなします。
- 3 登録会員は、本データベースへの利用登録に当たり、その責任の所在を明らかにしなければなりません。

## 第6条（登録料）

- 1 本データベースに利用登録するための費用として、登録会員を対象にID及びパスワード登録料（消費税及び地方消費税を含む）を以下のとおり徴収します。
  - (1) 本会 会員 10,000円（正会員を除く）
  - (2) 本会 非会員 20,000円

- 2 将来、本データベースのアップグレード等に係る費用等が発生し、登録料とは別に利用料を徴収する場合は、事前に登録会員に通知するとともに、登録会員はこれを理由として自由に登録の辞退を申し出ることができるものとします。

#### **第7条（利用登録の承認）**

- 1 本会は、利用登録申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に登録を承認し、ID及びパスワードを通知します。

#### **第8条（利用登録の不承認）**

- 1 本会は、審査の結果、登録申込者が以下のいずれかに該当すると判断したときは、当該登録申込者の登録を承認しないことがあります。
  - (1) 登録申込者が実在しない
  - (2) 登録申込をした時点で、本規約の違反等により登録資格の停止処分中であり、又は過去に本規約の違反等で除名処分を受けたことがある
  - (3) 登録申込の際の申告事項に、虚偽の記載がある
  - (4) 本データベースの遂行上、技術的な支障がある場合、又は支障が生じる恐れがあるとき
  - (5) その他、本会が不相当と判断したとき
- 2 前項各号のいずれかに該当することで、登録を承認しない場合、本会はその理由を説明する義務を負わないものとします。

#### **第9条（譲渡禁止等）**

- 1 登録会員は、本会から交付された本データベースを利用する権利（ID・パスワード等を含む）を第三者に譲渡したり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。

#### **第10条（変更登録）**

- 1 登録会員は、商号、所在地、その他本会への届出内容に変更があった場合には、速やかに所定の方法で変更登録をするものとします。
- 2 前項の変更登録についても第8条の規定に準じて、変更登録を承認しないことがあります。また、変更処理がなかったことで登録会員が不利益を被ったとしても、本会は一切その責任を負いません。

#### **第11条（登録辞退）**

- 1 登録会員が本データベースへの登録を辞退する場合は、所定の方法で本会に届け出るものとします。
- 2 本会は、以下のいずれかに該当したときは、前項の届出があったものとみなします。
  - (1) 登録会員の死亡
  - (2) 登録会員が後見開始、保佐開始、補助開始のいずれかの審判を受けた場合。但し、登録について、成年後見人、保佐人、補助人の同意等がある場合はその限りではない
  - (3) 登録会員を破産者とする破産の申立、登録会員の倒産又は廃業、民事再生法に基づく申立等
  - (4) 登録会員の吸収合併又は組織変更等による法人としての同一性の喪失、営業の全部譲渡
  - (5) 登録会員による本データベースに対する破壊行為、妨害行為ないしそれらの恐れがある場合
  - (6) 窃盗、詐欺、恐喝、横領、背任、贈収賄、業務妨害、名誉毀損、侮辱、脅迫、公然わいせつ物陳列、電磁的記録の改ざん・破壊、不正アクセス等、登録会員による本データベースの悪用ないし濫用

#### **第12条（設備等）**

- 1 利用者は、本データベースを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、本データベースが利用可能な状態におくものとします。また、自己の費用と責任で、任意の電気通信サービスを経由して本データベースに接続し、利用するものとします。

### 第13条（権利の所有）

- 1 本データベースに収録されたデータ、その他あらゆる権利は国交省が保有します。ただし、データのうち、下水道統計に関するものについては、本会が保有します。

### 第14条（利用の停止）

- 1 本データベースの利用者は、本規約の一切に同意した者とみなします。
- 2 本会は、登録会員に本規約に違反する行為があったと認めた場合、又はサーバに故意に過度の負担をかけるような利用を継続した場合、本データベースへの接続を拒否することができるものとします。

### 第15条（自己責任の原則）

- 1 登録会員は、自己のIDにより本データベースを利用してなされた一切の行為及びその結果について、当該行為を自己がしたか否かに関わらず、その責任を有します。
- 2 利用者は、本データベースの利用により本会又は他者に対して損害を与えた場合（利用者が、本規約上の義務を履行しないことにより他者又は本会が損害を被った場合を含みます）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

### 第16条（ID及びパスワードの管理責任）

- 1 登録会員は、自己のID及びこれに対応するパスワード、本データベースを利用する権利を、他者に使用させず、他者と共有あるいは他者に許諾しないとともに、ID及びこれに対応するパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとします。
- 2 本会は、登録会員のID及びこれに対応するパスワードが、他者に使用されたことによって当該利用者が被る被害については、当該登録会員の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。
- 3 利用者は、自己の設定したパスワードを失念した場合、所定の方法で再発行を行うか、直ちに本会に申し出、その指示に従うものとします。

### 第17条（私的利用の範囲外の禁止）

- 1 利用者は、本会が承認した場合（当該情報に関して権利をもつ第三者がいる場合には、本会を通じ当該第三者の承諾を取得することを含む）を除き、本データベースを通じて入手したいかなるデータ、情報、文章、ソフトウェア等（以下、併せて「データ等」という。）も、著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版のために利用することはできません。
- 2 登録会員は、前項に違反する行為を第三者にさせることはできません。

### 第18条（その他の禁止事項）

- 1 前条の他、利用者は本データベース上で以下の行為をすることができません。
  - (1) 本データベースの著作権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
  - (2) 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつく恐れのある行為
  - (3) 本データベースによりアクセス可能な本会又は他者の情報を改ざん、消去する行為
  - (4) 他者になりすまして本データベースを利用する行為
  - (5) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為
  - (6) 他者の設備又は本データベース用設備（本会が本データベースを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェアをいい、以下同様）に無権限でアクセスし、又はその利用もしくは運営に支障を与える行為（与える恐れのある行為を含む）
  - (7) 上記各号の他、法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為、本データベースの運営を妨害する行為、本会の信用を毀損し、もしくは本会の財産を侵害する行為又は他者もしくは本会に不利益を与える行為
  - (8) 上記各項の行為に準ずる行為
  - (9) その他、本会が不相当と判断する行為

- 2 登録会員が本条に定める規定に反する行為をしたときは、関連する法律、政令、規則、条例等の法規に定めるところに従い、損害賠償責任を負うことがあるほか、第 25 条に定める措置を受けることがあります。

#### **第 19 条（本会による ID の一時停止等）**

- 1 本会は、以下のいずれかの場合は、登録会員の了承を得ることなく、登録会員に付与した ID の使用を停止することがあります。
  - (1) 電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合
  - (2) 登録会員宛に発送した郵便物が本会に返送された場合
  - (3) 上記各号のほか、本データベースの正常な運営のために必要であると本会が認めた場合
- 2 本会が前項の措置をとったことで、登録会員が本データベースを利用できず、これにより損害が発生したとしても、本会は一切の責任を負いません。

#### **第 20 条（データ等の削除）**

- 1 本会は、本データベースの運営及び保守管理上の必要から、利用者に事前に通知することなく、本データベースに登録したデータ等を修正及び削除することがあります。

#### **第 21 条（本データベースの内容等の変更）**

- 1 本会は、運営及び保守管理、改善、改良など必要があるときは、利用者に事前に通知することなく、本データベースの内容・名称を変更することがあります。
- 2 前項の変更等によって利用者が何らかの損害を被ったとしても、本会は一切の責任を負いません。

#### **第 22 条（本データベースの一時的な中断）**

- 1 本会は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に本データベースの稼働を中断することがあります。
  - (1) 本データベース用設備等の保守を定期的に又は緊急に行う場合
  - (2) 火災、停電等により本データベースの提供ができなくなった場合
  - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本データベースの提供ができなくなった場合
  - (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本データベースの提供ができなくなった場合
  - (5) その他、運用上又は技術上の理由により、本会が本データベースの一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 本会は、前項各号のいずれか、又はその他の事由により本データベースの提供の遅延又は中断等が発生したとしても、これに起因する利用者又は他者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

#### **第 23 条（免責）**

- 1 本データベースの内容は、本会がその時点で提供可能なものとし、本会は、本データベースに登録され、あるいは提供されたデータや情報等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる責任をも負いません。
- 2 第 19 条、前条及び前項の他、本会は本データベースの利用により発生した利用者の損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む）、及び本データベースを利用できなかったことにより発生した利用者又は他者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

#### **第 24 条（本データベースの中止・廃止）**

- 1 本会は、オンライン上に事前通知をした上で、本データベースの全部又は一部の提供を中止又は廃止することがあります。この場合において、本データベースの中止又は廃止の事前通知は、オンライン上で表示された時点で全利用者に到達したものとみなします。
- 2 前項の手続をとることで、中止又は廃止により損害が発生したとしても一切の責任を負いません。

### 第 25 条（本会による利用資格の停止）

- 1 登録会員が次のいずれかに該当する場合は、本会は当該登録会員に事前に何ら通知又は催告することなく、IDの使用を一時停止し、又は登録取消処分とすることができるものとします。
  - (1) 第 8 条のいずれかに該当することが判明した場合
  - (2) 第 11 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合
  - (3) 本規約に違反した場合
  - (4) その他、本会が登録会員として不相当と判断した場合
- 2 登録会員が第 18 条第 1 項各号又は前項各号のいずれかに該当することで、本会が損害を被った場合、本会は登録取消処分又は当該 ID の一時停止の有無にかかわらず、当該利用者から被った損害の賠償を請求できるものとします。
- 3 本会は、第 1 項の措置を講じた場合において、その措置が講じられた結果として発生する損害等については、一切の責任を負いません。

### 第 26 条（外部サイトの利用）

- 1 利用者は、本データベースを経由して、本会以外の第三者のコンピュータやネットワーク（以下、外部サイト）を利用する場合において、そのウェブマスター等の管理者から当該外部サイトの利用に係わる利用条件や注意事項等が表示されているときは、これを遵守し、その指示に従うとともに、外部サイトを利用して第 18 条第 1 項各号に該当する行為を行わないものとします。
- 2 本会は、本データベース経由による外部サイトの利用に関し一切の責任を負いません。
- 3 本データベース経由による外部サイトの利用においても、本規約が適用されるものとします。

### 第 27 条（秘密の保持）

- 1 本会は、本データベースの提供に際して知り得た利用者の個人情報を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、以下の場合においては、目的を限定し、国交省、業務委託先その他の第三者へ、登録会員の個人情報を提供又は預託する場合があります。
  - (1) 利用者に本データベース又はそれらに関する各種情報や資料を提供する場合
  - (2) 登録会員個人を識別できない範囲内又は状態で開示する場合
  - (3) 刑事訴訟法第 218 条に基づく強制の処分が行われた場合
  - (4) 利用者の利用状況の集計及び分析を行い、これを新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用する場合
  - (5) 利用者又は本会への情報提供者の正当な利益を保護するために必要な場合

### 第 28 条（個人情報の取扱）

- 1 本会は、登録会員の認証を行うために、システムに登録された ID 及びパスワードの情報を使用します。なお、本会は、他の登録された個人情報にアクセスすることはありません。

付則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。